



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 日本特殊陶業株式会社
代 表 者 取締役社長 加藤 倫 朗
(コード番号 5334 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 浅井 正 美
T E L (052) 872 - 5915

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 106 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第 3 条 9 号(目的);事業内容の多様化および今後の事業展開に備えて、目的事項を追加するものです。
- (2) 変更案第 5 条(公告方法);公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、所要の変更を行うものです。
- (3) 変更案第 13 条 2 項(招集);株主総会について、開催の場所を本店所在地または隣接の地と明確にするためのものです。
- (4) 変更案第 18 条 1 項(議決権の代理行使);議決権の代理行使ができる人数を 1 名に限定する旨を明確にするためのものです。
- (5) 変更案第 22 条(取締役会の招集)および第 33 条(監査役会の招集);取締役会および監査役会の招集ならびに決議について、これを機動的に行うため、招集期限を 5 日から 3 日に短縮するものです。
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものです。
 - 変更案第 9 条(単元未満株式についての権利);単元未満株主の行使できる権利を明確に定めるものです。
 - 変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供);株主総会招集に際し、株主の皆様の実便性を高めるために、インターネットを利用した株主総会参考書類等の開示を可能とするものです。
 - 変更案第 23 条(取締役会の決議の省略);取締役会の決議につき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法によりこれを機動的に行うことができるよう新設するものです。
 - 変更案第 36 条(社外監査役の責任免除);社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものです。なお、この規定につきましては、監査役全員の同意を得ております。

変更案第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 39 条 3 項（剰余金の配当の基準日）；剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう新設するものです。

- (7) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につき、変更案第 4 条、第 7 条および第 11 条を確認的に新設等するものです。
- (8) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に合わせ、定款全般にわたって用語の変更、加除および移設など所要の変更を行うものです。
- (9) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（木）

以上

<別紙> 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、NGK SPARK PLUG CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売 2. 自動車部分品および付属品の製造、販売 3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売 4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売 5. 機械工具の製造、販売 6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売 7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売 8. ニューセラミック製品の製造、販売 (新 設) <p>9. 前各号に関連する一切の事業 (新 設)</p> <p>(公告) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞および名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第3条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~ 8. (現行どおり) <p>9. <u>前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する。</u></p>

<p>第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、3億9,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、<u>1単元の株式に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は請求に応じないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3億9,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第10条へ移設)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
--	---

(第7条3項から移設)

(株式取扱規程)

第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式の取扱いに関する事項およびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(第8条から移設)

(基準日)

第10条 当社は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載(記録を含む。以下同じ。)された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(第12条へ移設)

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削除)

<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要のつどこれを招集する。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、取締役会長、取締役副会長または取締役社長がこれにあたる。 取締役会長、取締役副会長、取締役社長ともに差しつかえがあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。 (新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 <u>商法第343条の定めによるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、<u>代理人をもって、その議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合にこれを招集する。</u> — <u>当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地に招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p>
---	--

<p>前項の場合において、株主または代理人は、<u>代理権を証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、25名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 取締役は、<u>株主総会において選任する</u>。</p> <p>前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする</u>。</p> <p>取締役の選任は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p> <p>(取締役会) 第18条 <u>取締役は、取締役会を構成する。</u> — <u>取締役会は、特に法令または本定款に定めるもののほか、当社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日から<u>5日前</u>に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>前項の場合において、株主または代理人は、<u>代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日から<u>3日前</u>までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
---	--

<p>(代表取締役) 第 20 条 <u>取締役会は、その決議をもって、当社を代表する取締役若干名を定める。</u> <u>前項の取締役は、各自当社を代表する。</u></p> <p>(役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第 22 条 <u>取締役会は、その決議をもって、相談役、顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬) 第 24 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 25 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第 26 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</u> (削除)</p> <p>(役付取締役) 第 25 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる</u></p> <p>(相談役および顧問) 第 26 条 <u>取締役会は、その決議によって、相談役および顧問各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
---	---

<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役は、<u>互選をもって、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第29条 監査役は、<u>監査役会を組織する。</u> — <u>監査役会は、特に法令または本定款に定めるもののほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第30条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、<u>会日から5日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第31条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会で定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、<u>会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
---	---

<p>第6章 計算 (決算期) 第33条 当社の決算期は、毎年3月31日とする。</p> <p>(利益金処分) 第34条 利益金については、法令に定めのあるもののほか、株主総会の決議をもって、これを処分する。</p> <p>(利益配当金) 第35条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金および中間配当金は、支払確定の日から満5年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>第6章 計算 (事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 — 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 — 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合であって、その支払い開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 未払いの配当金には利息をつけない。</p>
---	---

以上